



平成20年(ワ)第25098号 国家賠償請求事件

原 告 浜友観光株式会社 外1名

被 告 国 分 寺 市

原告ら準備書面(1)

平成21年7月6日

東京地方裁判所民事第6部 御中

原告浜友観光株式会社訴訟代理人

弁 護 士 山 崎 俊

原告島田商事有限会社訴訟代理人

弁 護 士 中 村

同 大 野 壽

同 小 林 大



第1 本準備書面での原告らの主張

本準備書面では、平成18年7月28日に原告らが本件建物の賃貸借契約を締結してから同年12月5日に図書館条例が改正されるまでの原告らの活動、被告との接触状況、周辺地元の動向、被告議会での審議経過及び条例改正後の状況を主張する(なお、下線は原告による)。

被告が主張する過去の経緯詳細のうち、下記に反する部分は否認する。

第2 事実経過

1 原告浜友観光の開業準備着手と被告への報告

本件賃貸借契約締結後、原告浜友観光は遊技場開設の準備作業に着手した。一方、被告は本件建物の利用動向に強い関心を示した。詳細は以下のとおりである。

(1) 平成18年7月28日、原告らは遊技場を使用目的として本件賃貸借契約を締結し(甲5)、同年8月7日、原告島田商事は原告浜友観光に本件建物を引き渡した。当時、本件建物を含む再開発対象地区には、既存の遊技場(パチンコ・スロット店)が4店舗存在した。

同日、原告島田商事は、本件賃貸借契約締結の事実を被告に報告した。

(2) 同年8月15日、原告浜友観光は、遊技場の開設、設計、建築等を業とする株式会社サミーデザイン(以下「SD」という)に対して、本件建物にて遊技場を開設するための計画立案及び法規制の調査を依頼した。その際、原告浜友観光は本件建物を増床して営業したい意向も伝えた。

(3) 同年8月21日、SDは被告都市計画課及び多摩建築指導事務所に赴き、担当者から現地の法規制を聞き取った。その結果、本件建物を遊技場として使用するには用途変更手続が必要であること、本件建物は再開発対象区域内にあるから、増床する場合は建築行為として都市計画法53条の許可が必要であること、その際は同法54条の許可基準を満たす必要があることが判明した。

(4) 同年8月25日、被告の鈴木隆夫助役、百瀬勝都市開発部長、遠藤剛史同部渉外担当課長(以下「鈴木助役」「百瀬部長」「遠藤課長」という)が、原告島田商事訴訟代理人弁護士の事務所を訪れ、本件賃貸借契約の経緯・内容等につき尋ねた。

その際、被告は、新規に遊技場が出店することについては他の地権者や住民の反発が予想されることから、法定手続をきちんと履践するよう要望した。

(5) 同年8月30日、SDと原告浜友観光は被告再開発事業事務所を訪問し、再

開発計画の現状、過去の経緯、今後の予定を聞き取った。原告浜友観光が本件建物を増床して営業することが法的に可能かを確認したところ、再開発の事業認可前であれば都市計画法53条の許可を得て増床が可能であるが、事業認可後は建物の用途変更もできないこと、都市計画法53条許可の審議を行うのは多摩建築指導事務所であり、その審議に関して被告は意見を述べられることの説明があった。また、被告には「国分寺市まちづくり条例」があり（以下「まちづくり条例」という）、建築確認申請等を行うときは計画の概要を被告に届け出なければならず、床面積1000平方メートルを超える用途変更を行うときは被告市長に届出をし、更に公聴会の開催や周辺住民との協議が必要であるが、公聴会や周辺住民との協議は難航するであろうとの説明があった。

以上の説明を受け、SD及び原告浜友観光は方針を協議した。本件建物を増床せず、用途変更に留めて営業する選択肢もあったが、当面は当初の方針に沿って増床の上で営業するべく作業を進めることとした。

2 商工会役員と被告議会の反対

遊技場の出店が明らかになると、商工会役員及び被告議会は、被告に対し、次のとおり出店反対・阻止を申し入れた。

- (1) 同年9月1日、国分寺市商工会会長は、被告市長に対して原告浜友観光の出店に反対する申し入れ書(乙3)を提出した。同文書には以下の記載があった。

「…② バザールK（筆者注；本件建物において従前営業していたスーパーの名称）閉店後の利用については、商工会正副会長協議の上、再開発の生命線としてパチンコ・スロット等アミューズメント施設の出店には、絶対反対であることを申し入れます。」

- (2) 同年9月1日から被告議会第3回定例会（いわゆる9月議会）が開催された。本件建物への遊技場出店が問題視され（甲16の1・2）、同月6日には原告浜友観光の出店を断固阻止すべきとの立場の議員との間で次のやりとりがな

された（甲16の3）。

p 1 「〇市長（星野信夫君） まず、かなり早い時期から、この問題については、いろいろなうわさといえますか、情報が入ってまいりました。市としては、現在のような状況にならないようにといえますか、北口再開発を進める上で、公有化することが望ましいという判断をして、私からも直接その意思をお伝えして交渉をしてまいりました。大変微妙な問題も絡みますので詳細は申し上げられませんが、しかし、さまざまな御事情があって、ぎりぎりの選択として最終的に地権者の方が御判断されたということでございます。

御存じのように、地権者は今まで長期間にわたって北口再開発に大変協力的な方でございまして、今回の件も、御自身が土地を所有し続けることによって、再開発に少しでも協力できるのではないかという御判断を下されたのだと思っております。再開発が長引けば長引くほど、権利者の状況は厳しくなっておりますので、一刻も早く手をつけるべき問題であろうと思っております。

その上で、現在の状況が、権利床にさらに遊技場がふえるということになりますと、北口再開発事業の実施のための条件がさらに厳しいものになるということは十分に考えられることとございます。再開発事業を進める上で、難しい問題がふえたことは事実でございますけれども、北口再開発事業をこれ以上待てないという状況にあることは繰り返し申し上げなければならぬことだろうと思っております。課題があれば、それを適切に克服する手だてを尽くして、現在実施しております都市計画変更協議、あるいは事業手法の調査・検討を予定どおり進めてまいりまして、迅速かつ確実な再開発事業の実施につなげていく必要があると思っております。

この事業の実施、国分寺市のまちづくりにおける最も重要な課題であると考えておりますし、その推進は市の責務であるという決意を持って、今後と

もこの問題の解決に取り組んでまいりたいと、このように考えております。」

p 4 「○1番（星文明君） …もっと言いましょか。このバザールKにパチンコ店の出店が明らかになってから、市の幹部の話として、いろいろな話が入ってきています。数多くあった権利者が1人になったのだからいいことではないか、こういう話がされている。交渉相手が減ったのだからいいのだということをおっしゃっている。ある幹部に至っては、これは市民から聞いた話です。市民はメモをとっていましたから。このバザールKの場所はポテンシャルが高いのだ、パチンコ屋が出てくるとはポテンシャルが高い意味だ、こうおっしゃっている。

皆さんが今やらなければいけないのは、あらゆる法令や、規則や、関係者を動員して、このパチンコ店の出店を阻止することではありませんか。そういう努力が求められているのに、こんな能天気なことを言ってどうするのですか、はっきり言って。だれが言ったか、胸に手を当てたらわかるでしょう、はっきり言って。いろいろな手を尽くして東京都と協議し、国とも協議して、この出店を阻止しなかったら、どのぐらいの費用負担がふえるのですか。計算していますか。480億の予定資金で建つのですか、あそこ。建つというよりも、再開発ができるのですか。財政フレームはどうなるのですか。全部破綻ではありませんか、そんなこと言ったら。国民の問題だから出れませんということではないのです。…」

p 5 「○1番（星文明君） だから、先ほど御紹介した、これは単なる権利者異動なんだ、数多くいた権利者が1人になったのだから歓迎すべきことだと、皆さんはこういう認識だったのだ。事の重大性を全く認識していませんよ。御存じかどうかわかりませんが、私が聞いた話では、パチンコ店の中のパチンコ台が並ぶ一列を島と言うのだそうです。この島を、1つ大体30台、背中合わせになりますから60台になります。この島の補償はどのくらいになると思いますか。絶句する額ですよ。だから、権利者がかわっただけだな

んていう認識では事済まない。だから、先ほど私は財政フレームについても申し上げたのです。ことしの3月の財政フレームなんか、これでもうとつくに吹っ飛んだわけです。

詳しくは、先ほど委員会での資料請求をお願いしましたので、この問題については委員会に譲りますが、私は、そういう認識で、あそこにパチンコ店の出店を認めざるを得ないという姿勢は断固容認できません。」

3 増床実現に向けた原告浜友観光の努力と被告の対応

原告浜友観光は、本件建物を増床して営業することを目指し、主にSDが窓口となって被告各課、多摩建築指導事務所と折衝を重ねていった。一方、当初の被告は、商工会や被告議会の上記反対はあるものの、原告島田商事に対して、本件建物の増床には反対であるが現床面積での開業は容認するとの見解を伝えていた。ただ、なぜか、その意向は原告島田商事に対してのみ伝えられ、原告浜友観光及びSDには伝えられなかった。詳細は以下のとおりである。

- (1) 同年9月12日、被告の遠藤課長は原告島田商事に電話し、国分寺市商工会から遊技場出店に反対する前記申し入れ書(乙3)が提出された事実と、原告浜友観光は増床せずに現状のままで速やかに開業すべきではないかとの意見を伝えた。
- (2) 同年9月13日、原告浜友観光は、まちづくり条例で要求される事前相談カードを被告に提出した。その際、被告担当者からSDには増床への反対意見や現床面積での出店容認発言はなかった。他方で、同日、被告遠藤課長は原告島田商事事務所を訪れ、「現在、原告浜友観光から市への相談カードが申請されている。現状は法律に則って進んでいる。原告島田商事は、原告浜友観光の増床を承諾しないで欲しい」と要請した。
- (3) 同年9月14日、被告議会の国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会が開催され、バザールK閉店後の遊技場出店問題が主要な報告事項となり、次のよ

うなやりとりがなされた（甲17）。やりとりでは、原告浜友観光の出店に断固反対する議員の質問とこれに同調する被告市長の発言がある。

p 2 「○末高国分寺駅周辺整備課長 2)の課題及び今後の方向について御報告いたします。そのような状況がございまして、従前から国分寺駅北口の再開発事業は娯楽施設の比重が非常に多いということから、その権利変換をどうしていくのかということが大きな課題であった上に、さらにそういう要素が上積みされるというような状況が出てきたわけでございます。一般的に見ますと、娯楽施設が非常に多いということは、建物のつくり方、床配置などに非常に工夫が必要になって、そのことをうまくやらないと業務商業施設の市場性が低下するという問題が1点。

それから、2点目としては補償費が非常にかさむ可能性があるという、この2点の課題が従前からありまして、その課題がさらに比率として高まってきたというふうに考える必要があるかと思えます。

したがって、このことについてはどのように対応していくかということを中心にきちんと考えて進めませんと、再開発事業の成立というのは難しくなる可能性がございまして十分配慮していく必要があります。その方法といたしましては、まず手順といたしまして、実際問題として、その娯楽施設が成立する市場性というのは、当然国分寺駅北口周辺において規模というのがやはり適正性というのがございまして、娯楽施設を経営する権利者の方の意向を十分に把握した上で適正な規模の床配置という方向で進めていくということがまず1点必要になろうかと思えます。

それから、当然のことではありますが施設建築物、業務商業施設の床の配置の仕方についての工夫が必要になろうかと思えます。

さらに、事業者の方、権利者の方からの要望等があれば権利変換計画における工夫ということで、転出等も含めて検討していくと、そのようなさまざまな方法を用いまして、現在の状況に冷静に対応して再開発事業の成立に全

力を注いでいく必要があるだろうというふうに考えております。」

p 19 「○星委員　そういうことなのですが、1つは市の条例を運用している責任者は市長であります。まちづくり条例の中にはなかなかこれに対して、対応する規定は、私が読んだ限りでは見受けられません。知恵を絞ればどこかにあるのかもしれませんが、それは知恵を絞っていただきたいと思います。

それから、1つは公安委員会ですね。もう一つは、警察、当然ね。この部分でも、十分な協議をして、許可については、その再開発区域内にあることの理解を得ながら、相当の、シビアな許可状況を出していただきたいということですよ。こういうことを積み重ねていけば、私は現在約束されている都市計画決定の変更、それから事業認可のスケジュール、これをあわせれば、阻止できると考えています。それは皆さんの努力と市長の努力にかかっているわけでありますので、ぜひその件はお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。」

p 20 「○星委員　1つ付言しておきますが、20年4月1日から特定行政庁を我が市もオープンする……。人事的な準備は既に入っているわけで、したがって、こういう問題を参考にして十分勉強してもらいたい。したがって、市役所のそういう総合力を発揮して、断固阻止してもらいたい、これは。市長、よろしいでしょうか。決意をひとつ。

○星野市長　この問題につきましては、私あるいは担当の今までの経過がございますけれども、しかし、残念な状況に今現在なっております。そのことはそのこととして、まずは受け止めなければならないと思っておりますが、私自身も担当もですね、この問題については相当の危機感を持って委員とある意味似た認識を持っております。今後、東京都あるいは関係機関とも十分協議をしてですね、法の範囲内でできる限りの対応をしまいいりまして、北口再開発が推進できるように、全力を尽くしてまいりたいと考えております。」

- (4) 翌9月15日、遠藤課長は原告島田商事に電話し、被告議会は増床に関して厳しいので、用途変更のみで行った方がよいとの意見を述べた。一方、原告浜友観光及びSDには何の連絡もなかった。
- (5) 同年9月20日、遠藤課長は原告島田商事を訪問し、①原告浜友観光の出店に対して商工会から反対意見書(乙3)が出ている、②出店計画は規模が大きいため、既存遊技場店舗は警戒している、③既存遊技場4店舗を経営している3社はいずれも再開発事業の地権者で商工会にも入っているため、原告浜友観光が増床計画を進めると既存店舗事業者は出店に積極的に反対する可能性がある、④この3社が再開発自体に反対すると再開発事業に支障を来すから、市としてはこれを避けたい、⑤以上から増床計画は撤回して欲しい、と述べた。
- (6) 同年9月22日、原告島田商事は、被告市長室にて、被告市長、鈴木助役、百瀬部長と面談した。その際、被告は、出店には反対しないが、増床には反対する旨の意見を表明した。すなわち、増床によってパチンコ台の台数が増えると、権利変換時の建物・設備補償費が増大するから、増床には反対する。他方、国分寺市商工会会長名で市長・議員に対して出店反対の意見書が提出されているものの、この反対意見は商工会の総意ではない。近隣住民からの反対意見は文書としては出ていないし、再開発協議会役員から反対意見は出ていないなどの状況からは、出店自体は可能であろうとの説明をした。

そして、万一増床するならば、まちづくり条例で開催が要求される協議・公聴会で被告は正式に反対の立場に回り、都市計画法に則って再開発に反対し、増床を不可能にできる(但しその法的根拠は明示されず、10月13日に判明する)と述べた。他方、増床しない場合でも、2階部分を加えると1000平方メートルを超え条例にかかってしまうが、これについては配慮するとの申し出があった。

- (7) 同年10月5日、遠藤課長は、被告市役所にて、原告島田商事と面談し、増床への反対を伝えた。すなわち、原告浜友観光出店についての協議が9月27

日に行われ、増床は認めず、現建物の2階部分も床面積にカウントすることに決定したとのことであった。他方で、原告浜友観光が計画を変更し、営業面積を現床面積のままとし、2階部分を事務所として使用するに留めるならば、結果として床面積が1000平方メートルを超えてまちづくり条例の規制対象になりうるとしても、条例の適用対象とならないよう考慮する可能性があるとした。

その後、市長室にて、星野市長、鈴木助役は原告島田商事と会談し、立川法人会国分寺地区会会長からも遊技場出店に反対する申し入れ書(乙4)が出されたこと、これを受けて、同月中に商店会ら5団体に対する市長説明会を行う予定であることが伝えられた。ただ、こうした状況下にはあるが、現況床面積での営業ならば問題はないとの見解を示した。

- (8) 一方、事前相談カードを提出した後、SDは、被告各課、被告再開発事業事務所、多摩建築指導事務所と折衝して、土地計画法53条の許可を獲得するための諸作業を進めた。同年9月25日には、SDが質問していた事項(道路との兼ね合い、駐輪場の扱い、駐車場の扱い)に対する回答が被告都市計画課からなされ、同月26日、同月28日、10月3日、同月6日にも被告と協議を重ねた。また、9月21日、同月29日、10月6日、同月10日には多摩建築指導事務所と接触し、手続的な調整を進めていた。その間、SDは法的な問題を何も指摘されていなかったことから、法的手続を踏んでゆけば都市計画法53条の許可は得られるとの見通しを持っていた。
- (9) 同年10月10日ころ、上記(6)(7)の面談結果が原告島田商事から原告浜友観光・SDに伝えられた。

しかし、SDは、前記のとおり同年8月21日以降被告と協議を重ねていたが、被告から、増床を阻止する意向であると伝えられたことや、現況床面積での開業を要請されたことは全くなく、増床に関する法的な問題を指摘されたこともなかった。そのため、引き続き被告都市計画課・多摩建築指導事務所と、

増床を前提とした協議を進めることとした。

- (10) 同年10月13日、SDが多摩建築指導事務所を訪問したところ、担当者から、「再開発事業事務所からの連絡で、平成2年に被告が土地買取に関する官報公告（甲4）を出しており、対象地は買取対象地なので、都知事は都市計画法53条1項の許可をしないことができることが判明した。被告が土地買取の意向を持ち続けていれば許可は見込めず、これまでの作業は無駄ではないか」との指摘を受けた。これはSDにとって初めて聞く情報であり、被告都市計画課は当然に知っているべき情報でありながら、これまでの多数回の折衝の中で同課から指摘を受けたことが全くなかったことから、その点を問うたところ、被告側でも見落としていたらしいとの説明であった。
- (11) 同年10月18日、再開発事業事務所遠藤課長らが原告浜友観光東京事務所を訪れ、SD及び原告浜友観光に対して説明をした。内容は、平成2年の官報公告は事実であり、被告は土地買取の意向を持っており、都知事は都市計画法53条の許可をしないことができること、許可・不許可は都の判断なので再開発事業事務所は明言できないことであった。
- (12) 同年10月24日、SD及び原告浜友観光は、被告市役所で再び被告と協議を行った。その際、被告から、土地買取方針を庁内で再確認したこと、都から都市計画法53条の照会があったときは不許可要望の意見を出すこと、平成4年から12年にかけて9件の不許可案件があったこと、自治体が反対して都が許可を出した例はないことの説明があった。
- (13) 同月31日、SDは多摩建築指導事務所を訪問し、10月18日及び24日の協議を前提に、都市計画法53条の許可申請について協議した。多摩建築指導事務所は、都市計画法53条許可の申請受付は同事務所だが、審議は本庁（東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課）なので、見直しについてはそちらに行って欲しいと回答した。
- (14) これらの経緯（10月13日、18日、24日、31日の動き）を受け、S

Dは原告浜友観光と対応を協議した。原告浜友観光は、更に、増床の可能性を模索するよう要望し、SDは都市計画法上の問題について弁護士に助言を仰いだ。

4 市長説明会の開催

被告は、同年10月中に、前述「3(7)」の市長説明会を、立川法人会国分寺支部、本町南町連合町会、国分寺市商工会理事会、本多連合町会、国分寺市商店会連合会を対象に、5回開催した。このうち、原告浜友観光の出店に反対したのは、立川法人会国分寺支部と国分寺市商工会理事会であった。開催日及び各会の反応は以下のとおりである。

(1) 同年10月16日、被告は、立川法人会国分寺支部に対して、再開発事業の市長説明会を開催した。同市長は、原告浜友観光の遊技場出店を「何とか阻止する方法は無いのか」との質問に対し、「都市計画法の中の制限条項により、パチンコ屋の事業計画案に対して開発事業の推進上、認められるものでない事を東京都に意見を出す事によって事業者が、出店事業計画案を考えなければならなくなる。大卒の対処の中では、これをステップにしてストップできないかという考え方を持っている」と回答した。更に、現床面積での出店にはどう対処するのかとの質問に対しては、「その場合には、またその時点における工夫・対処をする」と回答した。なお、この説明会では、「そんな大きなパチンコ屋ができると今在るパチンコ屋が潰されてしまう。再開発事業地にそんなパチンコ屋が来るとなれば、賛成しないよと言う話しが出てきたら困るのではないか」との質問があり、同市長は「その通りです。大変危惧している」と述べた。

(甲18)

(2) 翌10月17日、本町南町連合町会への市長説明会が開催されたが、同町会からは出店の規制を求める声はなかった。(甲19)

(3) 同年10月19日、国分寺市商工会理事会への市長説明会が開催された。同

商工会は、遊技場の出店について説明を求め、同市長がこれに回答した。すると出席者は、「今日の説明は、これまで受けたものの域を出ておらず、申し入れをした肝心問題（パチンコ店）について、急に市長説明のトーンが下がり説明になってないのではないかと」と問い、同市長は「パチンコ店出店問題については今できる限りの説明をした。今後は相手の出方により、いろいろなバリエーションがあると思う。いずれにせよ法にのっとり、最善の手法を選択していく」と回答した。（甲20）

- (4) 同年10月24日、本多連合町会への市長説明会が開催された。同市長は、「パチンコ店がもう1店増え、5店となっても再開発は可能なのか？」との質問に対し、「再開発ビルに入る意向があれば、規模の大小問わずに入ることは可能である。パチンコ店が5店舗になる可能性も否定できないが、立川等の事例にあるように再開発ビル内での競合は可能と考える。ただし、ビル内の他業種との配置等を一定検討する必要があるだろう」と回答した。遊技場の出店に関する質疑応答はこれのみで、特に反対意見はなかった。（甲21）
- (5) 同年10月27日、国分寺市商店会連合会への市長説明会が開催されたが、ここでは、遊技場の出店に関する質疑応答はなかった。（甲22）

5 被告対応の変化—図書館設置による出店阻止—

同年11月に入ると、被告は、風営法の活用による出店阻止作業に着手した。具体的な経過は以下のとおりである。

- (1) 同年11月2日、国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会が開催され、遊技場出店問題が大きく取り上げられ、次の質疑がなされた（甲23）。そこでは、原告浜友観光が増床しない場合の出店をいかにして阻止するかの議論が現れ、風営法の活用も指摘された。

p12「○川合委員 したがって、平家でやりますということになった場合には、ほかに方法はあるんですか。今のところ、この2階に改築する際には、

56条までを使って何とかしようと、こういう対応のようですが、じゃあ平家でやりますと。こうなった場合、その際に打つ手はあるのでしょうか。

○井上施設計画担当課長 都市計画法上は、ここが限界になると思います。

○川合委員 あと、何がありますか。考えられるのは。

○井上施設計画担当課長 一般的に許可を、建てる……、こういう改築等の場合、許可ということになります。この都市計画法と建築基準法。あとはやるとしますと、風営法とこの3点になると思います。

○川合委員 それらで、ここに適用できそうなものはあるのでしょうか。

○百瀬都市開発部長 現時点では、都市計画法の53条以下の手続について具体的に東京都とも協議を重ねてですね。研究・検討を深めておりますけれども、それ以外の手段については、現時点でここで申し上げることはございません。」

p15 「○星委員 わかりました。よくわかりましたよ。それでも、都市計画法の規定の中では対抗要件はないのだということも十分今の説明からするとあり得ると。あるいはまた対抗要件としてできるかもしれないというまだ不確定要素がありますけれども、したがって、対抗要件としてそこに出店できないという対抗処置は市は持っているわけですね。政策的には、具体的に申し上げますが、したがって、そういう1つの手段を講じてでもここは阻止すると、ということを私ははっきりと求めておきたいと思うのです。したがってそこは確認させていただけますか。

○百瀬都市開発部長 市としましてはこの事業は何としても達成していく課題でありまして都市開発部としては全力を挙げて事業推進していく立場にあります。その観点から法の枠内において一定の御指摘等も踏まえて市として相手の状況を、出方といいますか、そういうことを勘案しながらその時点における最適な選択ができるように改めて知恵を絞ってまいりたいと思っております。全力をあげて取り組んでまいりたいと思っております。

○星委員 要は今の御答弁でいいんですけども、いわゆる既に予算は、必要とされる予算は、成立しているものしかないわけで、その対抗要件を、あるという状況を生み出すということになれば、予算措置が必要な場合もあるだろうというふうに想定されますが、事は急を要しますので12月議会を待っていていいのか、それからもう一つは今の部長の決意表明を了としますけれども、これは都市開発部や都市建設部だけで対応できる問題ではないと私は思っています。したがって全庁的にどう対応するのか。市長、助役の強いリーダーシップのもとに対抗要件を整えていってもらいたい。市長、よろしいでしょうか。

○星野市長 大変大きな事業でそれにまたその事業に大きな影響を与える問題でございますので、今後とも全庁的に私自身が先頭に立ってしっかり進めてまいりたいと、このように考えております。」

- (2) 同年11月15日、被告は、「旧UFJ銀行の活用の充実について」と題する書面を作成し、同月21日、これを一部修正した(乙2)。このとき初めて、本多図書館分館の設置が記された。
- (3) 同年11月22日、被告市長から被告教育委員会に対する「旧UFJ銀行の活用の充実について(検討依頼)」があり、これを受けて、被告教育長は被告教育委員会に対して、「国分寺市立図書館条例の一部改正について」「平成18年度12月補正予算案について」の2議案を提出した。前者は本多図書館分館の設置を内容とし、後者はその予算案を内容とする。同月24日の被告教育委員会において、秘密会を経て、この2議案が一括審議されたが、継続審議となった。(乙5)
- (4) 同年11月24日、原告島田商事は、被告市役所で、鈴木助役・総務部長と面談した。その際、助役は、「原告浜友観光には出店を再考してもらうつもりだ。パチンコでない業種か、撤退を考えてもらう必要がある」「旧UFJ銀行ビルの1階に図書館を設置することも検討している。これは、原告島田商事と

原告浜友観光との賃貸借契約締結後に出た話で、設置の時期は検討中である」
と発言した。

6 原告浜友観光の増床方針の撤回

SDは、同年11月以降も増床可能性について調査を継続し、同年11月22日、原告浜友観光に対して、弁護士の助言を踏まえ、都市計画法の規制により増床は困難と報告した。また、増床せず建物の用途変更のみであれば都市計画法は関係がないとの東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課の回答も報告した。

報告を受けた原告浜友観光は増床方針を撤回し、現床面積で営業することとした。そして、同月28日、原告島田商事に対して増床方針の撤回を伝えた。原告島田商事は、「被告助役は、補償費の増大や市民の反対運動を理由に、早急に原告浜友観光に会って出店再考要望を伝えると言っていた」と説明したところ、原告浜友観光は、「被告は、市民より既存遊技場業者からの圧力を懸念しているのではないか。権利変換時における営業補償費増大を懸念しているならば、補償費の全部又は一部を放棄してもよいと考えている。被告市長と会見することも考えている」ことを伝えた。

また、同じころ、原告浜友観光はSDに対して増床方針撤回と現況床面積での開業を伝えた。同年11月29日、原告浜友観光から指示を受けたSDは、被告都市計画課に架電し、増床計画を撤回して既存建物のまま出店することを伝え、その際の手続を再確認した。また、12月1日、SDは多摩建築指導事務所に赴き、用途変更に留める方針としたこと及びその場合の手続を確認した。

7 図書館条例の緊急改正による出店妨害

原告浜友観光の増床方針撤回を知った被告及び被告議会は、教育委員会の回答を待つことなく、議員提案の方法によって図書館条例を改正させるという暴挙に

出た。詳細は、以下のとおりである。

- (1) 同年11月30日から被告議会第4回定例会（いわゆる12月議会）が開催された。同日、星野市長・鈴木助役は、次のとおり、原告浜友観光の出店を阻止するために図書館条例を改正して図書館分館を設置する旨を答弁した。また、原告浜友観光が増床方針を撤回した以上、短期間のうちに出店が可能になるので、早急に図書館条例を改正する必要があるとも述べた。更に、図書館条例の改正が違法ではないかに関する議論、後の訴訟展開のリスクにまで言及している（乙6）（甲24の1）。

p1「○市長（星野信夫君） はい、今から入ります。

こういった中で、旧バザールKへのパチンコ店出店の動きが出てまいりました。この点については国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会において複数の委員から御意見等賜っております。また、多くの団体、市民の方からも反対という申し入れ等を受けております。私も各団体を主に対象として説明会を開かせていただきました。その中でも強い意見を多数ちょうだいしております。

この計画は再開発を進めるために大変大きな影響があると私は認識しております。理由は大きく3つあると思います。1つ目は、パチンコ店の出店によって多大な補償費が必要になって財政フレームに大きな影響があるということ、2つ目に、権利変換手続を含めて権利者対応が困難になるということ、そして、3つ目に、再開発ビルの価値が下がることが予測されるということでございます。この点も財政フレームに大きな影響を与えます。

また、こういった3点に加えまして、文化のまち国分寺にふさわしい駅前をこのことによつてつくることができるであろうかという疑問も生じてまいります。したがって、この出店計画に対しまして市として何らかの対応が必要であるという認識から庁内での協議を進めてまいりました。その結論として、私どもは、旧UFJ銀行の1階部分を有効活用していくという観

点からも、ここに図書館を設置するということを計画しております。…(中略)…これによって旧バザールKへのパチンコ店出店を阻止していきたいと考えております。図書館の設置によりまして50メートル以内には風俗営業の許可がないことが風営法等の規定からわかっております。この方針を固めまして、11月22日付にて図書館設置の検討を教育委員会に依頼をいたしました。11月24日に開催された教育委員会では、図書館条例の改正と関連補正予算は継続になっているということを報告として受けております。

その後、実は、昨日新しい動きがございました。事業者サイドから、今回の出店について、都市計画法第53条の申請はしないということ、軽微な変更によって計画を進めるという意向が電話で示されている、そういう報告を受けております。となりますと、短期間のうちに出店が可能となるということでございますので、事は急を要するということで早急な対応が必要であるという考え方を持っております。

なお、先ほど申し上げた案についての法的な問題については顧問弁護士等に御相談を申し上げておりますので、その内容については後ほど助役の方から申し上げたいと思います。

国分寺駅北口の再開発は、国分寺市の将来を極めて大きく左右する課題であると思っています。議員各位におかれましても、ぜひこういった方向について御理解と御支援を賜りたいと心よりお願いを申し上げます。

○助役(鈴木隆夫君) 私の方は、方針を固める前に顧問弁護士の2人の先生、それから、学識経験者、千葉大学の行政の専門家の方に御意見、法的見解を求めています。今、市長から申しましたとおり、2点の関係でございます。まちづくりを含めまして北口再開発を進める上での必要性をまず3人の方にお話をしました。それと図書館をつくる必要性を述べました。その上でパチンコ店については阻止をしたいのだということを述べました。そう

しましたらば、その2つの必要性をきちんと位置づけをして、なおかつ、条例と予算について、議会の中で、公の場で議論をきちんとしていただくということの経路を経れば市の施策の適法性は担保されるでありましようということでございます。ただ、相手方につきましては、当然、裁判を受ける権利が保障されておりますので、訴訟を提起することは可能であり、自由であります。ところが、市の負ける可能性は少ないでありましようという見解を受けております。」

p 3 「○教育長（松井敏夫君） その件でお答えをいたします。

去る11月24日の定例会教育委員会の議案の中に図書館条例の改正の議案と、それに伴います補正予算案について、今、議案としてお出しをしております。これにつきまして、委員の中から、意見といたしまして、これまでそのことについて論議してきた経緯、この件について、それから、その必要性、それから、当日、こういった市政情報等を中心にした分館をという中身の精査の問題、吟味をもう少ししようと、こういう論議がございまして、24日の定例会におきましては継続をして審議をしていこうと、こういうことになりました。

○12番（新海栄一君） そうすると、予算案をつけないければならないと思いますけれども、間に合うのですか。

○教育長（松井敏夫君） 間に合うか、いつをという期限がわかりませんが、今の状態では、次の定例会は12月26日でございますので、それを待ってまた継続をして審議をするということでございます。」

(2) 翌12月1日の定例会第2日には、なぜ急を要するのかが建築確認申請手続との兼ね合いで議論され、原告浜友観光出店阻止のために早急な図書館条例の改正を要することが更に突っ込んで議論されている。詳細は以下のとおりである（甲24の2）。

p 1 「○川合洋行君（前略）次に、あと5分しかありません。国分寺駅北口

問題です。

ここの問題では、パチンコ店の出店という問題が大きな問題になってまいりました。市長から、ここの対応方針について説明がされました。基本的に、私はその方向を了としたいと思います。了としたいというのは、このパチンコ店が出てくることによって影響が大き過ぎるから、何とかこれを阻止する必要がある。そのために、やはりまちづくりの面から見ても、市の財政、いわゆる補償費負担増という問題から見ても、いろいろな知恵と工夫が必要だという点で、基本的に、こういうふうに申し上げました。

そこで、ただ市長の説明の中で、1点気になる部分が出てまいりました。29日ということになるのでしょうか。都市計画法第53条の改築は行わないという連絡がありました。いわゆる軽微な改装でという、この業者側の電話内容です。この軽微な改装の場合に、建築確認は必要でしょうか。いかがでしょう。

○都市建設部長（浅見靖二君） 建築確認が必要になります。

○18番（川合洋行君） この建築確認は、法律が変わりまして、東京都でなくてもいいのです。民間でもよくなった。ということは、市は東京都といろいろ連絡もとっているのですが、しかし、民間にこれが提出された場合に、そこで確認行為を行われるということは十分考えられると思うのですが、その点はいかがでしょう。

○都市建設部長（浅見靖二君） 東京都の建築事務所に出される場合と、民間の確認団体に出される場合という両方ありますけれども、最終的には東京都の建築事務所を経由して私どもの方に連絡が来ることになりますけれども、少し時間がかかるということです。

○18番（川合洋行君） したがって、確認行為自身は民間で行われる可能性もありということですね。

それと、では、市が確認申請されるに当たって、事前にこの情報をつかめ

るのかどうか。まちづくり条例の面から、いかがでしょうか。

○都市建設部長（浅見靖二君） まちづくり条例の第40条で、建築主は確認申請に係る部分については申請を行う14日前までに、市に対して届け出をいただくということが規定されております。

○18番（川合洋行君） 少なくとも2週間前には市は情報はつかめるといことになるのだらうと思います。その点を、ぜひ抜かりないようにひとつお願いしたいのと、問題は第53条ではなくて、こういう軽微な改装ということになると、ある面では、あした行われる可能性があるから見なければならぬという問題があるだらうと思います。

しかし、もう一つは、営業許可申請という問題があります。ここがポイントではあるのです。営業許可申請自体は、全部店舗改修も行って、恐らく機械も入れてから、申請されて、チェックして、オーケーになるという行為でしょう。しかし、その時点で、今、市長が言っているのは、この営業許可申請のところで何とかというのは、50メートルというのは、ここの部分なのです。そこでノーとした場合に、私は事は遅くなると思います。既に機械が入ってしまっているという時点での出来事ですから。したがって、その事前の方途が必要だと私は思いますが、市長、時間ありません。一言、市長の状況分析と考え方を伺っておきたいと思ひます。

○市長（星野信夫君） おっしゃるように、大変厳しい状況にあつて、きのう、私は事は急を要すると申し上げたのは、民間に出た場合に、その状況把握がおくれるというようなことを含めて申し上げたつもりでございます。風営法での対抗というものについて、それについて弱いということは言えますけれども、しかし、私としては、できる限りの最善の措置をとってまいりたいと思っておりますし、状況によって、事業者側と直接折衝することも必要になるだらうと考えております。

○18番（川合洋行君） 終わります。」

- (3) 同年12月5日、被告議会運営委員会が開催され、議員提出議案第4号「国分寺市立図書館条例の一部を改正する条例について」の取り扱いが説明された(甲25)。

p 1 「○峯岸議会事務局長 …日程8で議員提出議案第4号、国分寺市立図書館条例の一部を改正する条例につきまして上程していただきまして、そして即決をしていただくということになります。」

- (4) 同年12月5日、被告議会が開催され、「国分寺市立図書館条例の一部を改正する条例について」が議員提案された。提案理由は、「市民への情報発信拠点として本多図書館駅前分館を設置するとともに、民意を反映した国分寺駅北口再開発を推進するため必要がある。」と記載されている(甲7)。この点につき、被告議会では次のやりとりがなされた(甲26)。

p 3 「○20番(横田美郎君) 国分寺市立図書館条例の一部を改正する条例の提案理由について、御説明申し上げます。

最初に、本条例案を議員提案するに至った経過について申し上げます。

11月30日の市議会本会議の一般質問において、国分寺駅北口再開発に関係する旧バザールKのパチンコ店出店に関し、市長答弁がされております。

その要旨は、1、旧UFJ銀行の1階部分に本多図書館の分館を設置する方針を決断したこと。2、この図書館はIT技術を活用した市政情報の提供を中心としたものであること。3、同様の図書館を将来は西国分寺駅周辺にも設置したいこと。4、この図書館の設置に関して、教育委員会に検討を依頼し、11月24日、教育委員会では継続審議となっていることであります。

また、この判断に至った理由は、1、旧UFJ銀行の1階部分の有効活用の検討を継続して進めてきたこと。2、旧バザールKへのパチンコ店出店を阻止すべきとの多数の意見を踏まえ、図書館が設置できれば、風営法に基づく規制によりパチンコ店の営業許可がないという答弁をしています。さらに、旧バザールKへのパチンコ店出店に関しての事業者の意向について、

新しい動向も明らかにしています。このような市長表明を受け、市議会としても、早急な対応が必要であるとの判断に至りました。

…（中略）…

次に、旧バザールKへのパチンコ店出店についてであります。この件については、国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会でも、この間の経緯が説明されています。多くの団体や権利者、市民から、何とかこの計画を阻止できないかという意見も市議会に届いています。行政側からの説明では、現在のところ、事業者からは正式な申請等はなされていないようではありますが、多くの関係者の声を反映した対応が必要であることは言うまでもありません。国分寺駅北口再開発については、昭和50年代からの課題であり、都市計画変更、事業認可に向けた準備が進められております。長年の課題の解決に向けた関係者の努力と協力が必要な事業であり、これ以上のおくれは許されません。

今回のパチンコ店の出店の影響に関しては、市長答弁で次のように説明されています。1、パチンコ店の出店により補償費が増大し、財政フレームに影響する。2、パチンコ店の出店により権利者対応が困難になる。3、パチンコ店の出店により権利床の価格が安くなることが予測される。このような影響は、国分寺駅北口再開発の計画推進を大きく阻害するものであり、国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会でも複数の委員が発言しているように、市として、何らかの対応策をとることが必要であるとの認識を持つものであります。したがって、このパチンコ店出店に関しては明確に反対の立場を表明するものであります。

最後に、図書館設置、旧UFJ銀行の有効活用とパチンコ店出店の計画の関係についてであります。

今述べましたように、市議会としては、旧バザールKへのパチンコ店出店に関しては明確に反対の立場を表明するものであります。また、図書館につ

いては、国分寺駅北口周辺まちづくり構想の検討の中においても、再開発のコンセプトとして、IT図書館の必要性、市民への情報発信拠点などの記述があり、市長の表明に沿った事業計画を推進すべきであると考えます。さらに、旧UFJ銀行の1階部分の有効活用は議会でも求めてきたことであり、推進すべきであります。このような事業計画により、結果として風営法及び東京都の関係条例の規定により、事実上、パチンコ店出店の対抗措置がとれるとの市長判断に関しては、国分寺市議会としても同様の立場をとるものであります。したがって、民意を反映する役割を持つ国分寺市議会は、市長の議案提案を待たず、この事業を総体的、早急に推進すべきものとの判断から、本議案を提案するものであります。

よろしく御審議いただきたいと存じます。

○議長（須崎宏君） お諮りいたします。本案は所管の委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（須崎宏君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

○7番（片岡智子君） 今回御提案のありました、この議案は、図書館の分館を設置するための予算を伴う議案だという理解でおります。この議案が可決された際には、市長におかれましては、予算を御提案されるお考えがあるかどうか、お伺いさせていただきます。

○市長（星野信夫君） 本議案は私の考え方と全く同じ立場に立つものでございますので、この議案が可決された後、図書館設置のための補正予算案を提案させていただきます。

このあとの質疑で、提案者ではない被告政策部長が答弁したことが問題視されたものの（p5）、何らの討論もなく、本議案は可決され（甲7）、本多図

書館駅前分館の設置が決まった。その後、市長から、同分館設置のための補正予算案が提案され、補正予算審査特別委員会に付託された（p 7）。

- (4) 一方、同年1月30（木）ころ、被告都市計画課がSDに架電し、翌週、被告市庁舎を訪問するように要請した。用件は話さず、重要な用件なので12月4日（月）または同月5日（火）に市庁舎を訪問してもらいたいとのことであった。SDは5日に訪問する旨を回答した。

同年12月5日、SDが被告を訪問したところ、「再開発事業に支障をもたらすので、対策として予定地近くの再開発事務所ビルに図書館の分室を作るという案があり、それには条例改正が必要となる。そういう意見や動きがある」との説明がなされた。ただ、現実には、この日のうちに図書館条例は改正された。

8 図書館条例改正後の動向（被告による出店妨害意図の自認）

上記経緯から、被告及び被告議会は、原告浜友観光の遊技場の出店を妨害することを目的として本件条例改正を行ったことは明らかであるが、被告市長や被告議員らは、自らの発言等によって、この目的を自認している。以下詳述する。

- (1) 同年12月8日、SDは被告市役所に出向き、営業面積を現床面積とすることを前提とした事前相談カード（まちづくり条例によるもの）を被告市長宛に提出した。
- (2) 同年12月13日、国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会が開催され、次の発言があった（甲27）。

p 1 「○松本都市計画課長兼建築指導準備担当課長 それでは旧バザールK跡地へですね、国分寺市まちづくり条例に基づく届出がございましたので、その届出の概要等について口頭で御報告をさせていただきたいと思います。

去る12月8日の金曜日でございますが、事業主、浜友観光株式会社より国分寺市まちづくり条例第40条第1項に基づく建築確認申請等に先立つ

届出がございました。届出の内容は、スーパーマーケットを用途変更するという趣旨でございまして、既存の建築物を活用して約999平米をパチンコ・スロット店に変更したいという内容でございます。これが届出の概要です。本件、届出に関する今後の市の対応でございしますが、届出を踏まえまして、条例の第40条第2項及び3項で事業者に対し必要な助言または指導を行うことができるという規定がございしますので、この規定を活用しまして、市の方からは事業者に対し、今後、本件事業地の周囲にいわゆる図書館法に基づく図書館が設置されるということが議会の議決を経て決定をしているということを踏まえて、都の風営法条例に基づく規定で、立地が制限されるということについて、小金井警察署、公安委員会と十分協議をして、その結果を文書で報告をしてくださいとそういう趣旨等の指導を今後行っていきたいと思っております。報告は以上です。」

- (3) 同年12月13日、原告島田商事代表者、同代理人弁護士、原告浜友観光代表者及び同代理人弁護士が被告市役所を訪問し、図書館条例改正に関する事実経過の説明を求めた。被告側の出席者は、樋口満雄政策部長、百瀬部長、遠藤課長であった。被告は、条例制定の簡単な経緯（議員提案であること、その趣旨説明等）、12月5日の本会議の前に議会運営委員会が開かれ、そこで本議案の上程が決まったこと、その際、議会運営委員会に市長が呼ばれ、図書館条例改正案を出す市は予算を付けるのかという質問があり、市長が予算を付けると回答したことの説明があった。

また、原告島田商事から、原告浜友観光代表者と被告市長との協議の場を設けるよう求められていたことを認めつつ、被告市長が「特定の事業者とは会わない」として面談を拒んだことも回答した。

上記以上の詳細説明は、同日はなかった。

- (4) ところが、同年12月20日、被告市長からもう一度話をしたいとの申し入れがあり、原告島田商事代表者、同代理人弁護士及び同顧問税理士が被告市役

所を訪問した。被告側は、市長、百瀬部長と遠藤課長が出席した。なお、被告から連絡がなかった原告浜友観光側は出席していない。

席上、被告市長は、「9月の議会では、なんとか出店を阻止すべきだというような意見が出された。私どもも当然そういった考え方を持っているので、なんとかしたいと思った」旨述べ、当初から原告浜友観光の出店を阻止する意向があったことを明言した。

その上で、阻止方法として、「前々からあった図書館を駅前に持ってくるのはどうかという考え方が浮上してきた。こういう形で、もしパチンコ屋の出店が阻止できればと考え、弁護士や専門家に相談した。事業者側からすれば後追的的な措置ではないかということで批判は当然あるかもしれないが、顧問弁護士等の判断は、事業者側にとって決して不利ということではないという内容であるということだった」旨説明し、図書館の設置は、原告浜友観光の遊技場出店阻止が目的であり、出店阻止の手段として、かつて計画が存在した図書館設置計画を活用したことも明言した。

更に、教育委員会を介さずに条例を改正した経緯について「そうこうするうちに、11月29日になって、原告浜友観光から、2階を増築せず、1階を改装する形、つまり軽微な変更でパチンコ屋を開店したいという話があった。こうなると、東京都の許可が必要なくなるので、すぐにでもできてしまうという状況だと、私が判断した。その日が11月29日である。翌11月30日は市議会の12月定例会の初日で、一般質問等が行われ、その中で、議員から「市としてはどうするの？」という質問があった。私としては、パチンコ屋の出店は困る。まず何といても補償費が増大する。権利者間の話し合いの調整が非常に難しくなる。それから、再開発ビルの保留床の価値が下がる。ということで、事業を遂行していくうえで非常に支障を来すから、ぜひ何としてでも阻止しなければならないと思っている。今こういうような切迫した状況にあるけれども、私どもは教育委員会に図書館設置条例の改正をお願いしていると答えた。

すると、議会の側から、教育委員会の次の定例会まで待っていると大変時間がかかってしまう、こういった切迫した状況であれば、議員提案で図書館の設置条例を改正しようじゃないか、ということで動きが出てきて、12月5日の本会議において、議員提案がされた。全議員賛成という形で、本多図書館の分館が造られ、そのための予算は特別予算で認めるということになった」旨の説明をした。つまり、原告浜友観光が現床面積のまま営業を始めないうちに条例を改正して出店を阻止する緊急の必要性があり、そこで、教育委員会を介さずに条例を提案するための方法として議員提案という方法を活用したことも明言したのである。

- (5) 平成19年1月19日、被告議会運営委員会が開催され、市議会だより2月1日号に掲載される図書館条例の一部改正記事の原稿が検討されたが、その際、次のような発言があった(甲28)。ここでは、被告議会が原告浜友観光の出店を問題視し、断固反対して、いかにしてその出店を阻止するかを議論してきたという明らかな事実を、市議会だよりから削除し、市民の目に触れないようにするやりとりがされている。これはまさに、被告議員が、本件条例改正は特定の遊技場出店を阻止することが目的であり、かつこれが違法であることを認識していたことを示すものにほからなない。

p 2 「○釜我議員 右側の行の見出しで「図書館条例を改正しパチンコ店出店を阻止」という見出しがあるのですが、それもそうなのだけれども、これ微妙なところなのですけれども、やはりこの図書館の設置目的というのは、本文にもありますようにITに対応したものということ、それから市民要望が高いというようなことを受けて実現していくということが、一応中心的な目的ということ、これがまた副次的には阻止にもつながっていくというようなことでありますので、これでいきますと、パチンコ店出店を阻止するために条例を改正したという、一面的なとらえ方をされてしまう面がありますので、そうではないということで、やはりここは目的のところ、本来目的のところ

をきちんと実現するために条例を改正したという形にした方が、より正確になるのではなからうかというふうに思いますがいかがでしょうか。」

p 3 「○中山委員 …しかし、今回の経過からすれば、では何で、議員提案権で、教育委員会で決定していないにもかかわらず、進めてきたのかという問題もあって、ちょっとそこは私自身も表題としてこれでいいかというのはあるのですけれども、ただそこを抜きにしてただ本来の図書館分館の設置というだけで出していくのがいいのかどうかというの、きょう朝来たときにこれがあったので、そこまでうちの会派としてもみんなで議論はしていないのですけれども、何かこう自分としてもどうやっていいかわかりませんが、悩むことがあります。

ただ、この見出しの改正し、この阻止というのはここだけで終わってしまう人、中身を読んでいただかない方にとっては、やっぱり誤解されやすい、何かなということはあるかなというふうに、お二人の御意見をお聞きして思いました。…」

p 3 「○中山委員 読んでいただければ、内容的な経過はわかるので「図書館条例を改正し、分館設置」というだけでもいいのではないですかね。あまり質の高いところまで言えないので、この表題のところ。実態もそうになっていない。現場としては、相当担当者も苦勞しているし、なかなか今度の文教委員会の報告にもあるというふうにおっしゃっていましたが、内容的には、市民的に私たちもどう責任をとれるのかなというふうになりかねない問題もはらんでいるのではないかなと思ひまして、だから「図書館条例を改正し、分館設置」とか、そういうことであれば無難なのではないでしょうかね。その他に、いい提案があれば、各委員から出していただければと思ひます。

○岡本委員 基本的な議論には、私は少なくともいいと思うのですが、何か不適切な発言が感じられますので、問題があった議決だったかのような発

言に今聞こえますので、中山委員の発言……（「そういう議決が、問題があると言っているのではなく……」と発言する者あり）

いや議決した内容についてですよ。だから、それは、私は不適切だと思います。もう全会一致で議決しているのですから。ですから、誤解がないようにという発言で、今修正を求められていますから、その次元での話にしないと、問題があるかのような発言になっておりますので、私は、それはまずいと思いますよ。

○中山委員 別に私は、問題があると言っているわけではなくて、議決は議決で私もしましたし、いいと思います。ただ、あまりにも時間のない中で、これとはちょっと関係ないのですが、今のこの現場の対応の仕方としては、年末から年始にかけていろいろあると思うのですね。ですので、今岡本委員がおっしゃったように、そのことは置いて、今のこのくくりの中だけでの提案という形で、そういう形はどうか、と思ひまして意見を述べさせていただきました。

○岡本委員 その上に立って、これ長々とやってもしょうがないですから、先ほど中山委員が言ったように、この「パチンコ店出店を阻止」、これは取ってしまったらどうですか。内容を見たらわかるわけですから。それで、最初の数行、2～3行も「国分寺駅北口再開発地域内へパチンコ店の出店……へのパチンコ店出店に対し、今議会で議員の質問がありました」と。議会で以前から問題視していましたというと、ここが強調されてしまうから、いや、事実そういう部分も否定はできないけれども、それに対して市長から云々と。そうしたら、文章の流れで実態がわかるわけですから、そういうふうにしたらどうですか。今から全部変えるというのは、なかなか難しいでしょうから。」

p 5 「横田委員長 …では、そのように。それが見出しの部分で、内容の部分では、2行目の「議会は以前から問題視してきました」、これをカットする

と。この部分を。」

(6) 平成19年2月22日、朝日新聞は図書館条例の制定と遊技場の出店規制を報道した(甲8)。同記事は、「図書館効果 パチンコ店規制」の表題の下、「…市によると、分館に隣接する場所にパチンコ店の出店計画があるが、図書館ができると、風営法により50メートル以内では営業許可が下りなくなるといふ。オープンの日、星野信夫市長は『今回は、分館の開設で規制できる』とした上で、『駅前を国分寺にふさわしいものにするため、有効な規制方法を考えたい』と、今後は他の方策を検討する考えを示した…」と報道した。

(7) 平成19年2月25日、被告議会第1回定例会(いわゆる「3月議会」)において、図書館条例改正と被告教育委員会との関係が問題視された(甲29)。ここで被告市長は、原告浜友観光の増床計画撤回により教育委員会の権限を侵してまで図書館条例を改正すべき緊急の必要が生じたと述べており、本件条例改正が原告浜友観光の出店阻止を目的とするものであることを明確に認めている。

p1「1番(星 文明君)…2点目ではありますが、この議会でも何回も出てまいりましたが、国分寺駅北口の本多図書館駅前分館が設置されました。この設置について、もちろん議会が議員提案で条例は改正したわけですが、この間のいきさつから見て、市長及び教育委員会は、「ありがとう」とか、「よかった」とか、そういうことをおっしゃる立場にはないのではないかと私は認識しております。なぜならば、教育委員会は議案を継続しておりました。同じ行政委員会として、その責任において結論を出せなかったわけです。しからば、なぜ市長が市長の権限で提案されなかったのか、ここにも疑問が残ります。なぜ議会が提案したのか。私も提案者でありますけれども、したがって、考えられるのは、これは騒ぐことではないと。もっと碎いて申し上げるならば、この部分は、議会は教育委員会の権限を侵したかもしれない。市長はみずからの権限を放棄したかもしれないという問題が内包してい

と思うからであります。

21日に開所式がありましたが、私も参加いたしました。教育委員長職務代理者のごあいさつがありました。教育長のごあいさつもありました。市長のごあいさつもありました。もちろん、議長のごあいさつもあって、あそこにあの施設ができたことは多とするわけです。しかし、手続にあつては、本来はあつてはならない手続があつたのかもしれない。したがって、私はその部分は余り公に議論すべきではないと思っております。何度も出てまいりますので、あえて申し上げましたが、ぜひ、その部分は、あとは市長の認識をここではっきりしておいてもらいたい。私の考えは前段申し上げたとおりであります。いかに議会といえども、侵したという認識を私は持っておりますが、その部分は二重にも三重にも教育委員会に対する非礼をわびなければならぬ。見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○市長（星野信夫君） 国分寺駅北口の再開発に伴って、12月の定例会で一般質問をいただきまして、その中で、バザールKの跡地への問題について、私が御説明をしました。都市計画法の範囲内では、なかなか対抗していくことが厳しいということで、風営法で対処したいというようなことを私の考え方として申し上げ、そこに本多図書館の分館を設置することによって、その対応を図ってまいりたいと申し上げました。

しかし、そのことを教育委員会に御提案をし、御審議をお願いし、教育委員会では、急なことでございましたので、慎重審議ということで継続審議ということになりました。その間に、事業者側から、東京都の許可を受けないような形でやりたいというような意向が示されてきて、これは急を要するというのを議会の答弁の中で私は申し上げたわけでございます。その答弁を受けて、私は議会の皆様方が動いてくださったと思っております。

私としては、教育委員会にお願いしている以上、教育委員会の結論をもって御提案するのが本来のあり方であると思っております。したがって、

市長の立場でそれを提案するということは、その時点で考えておりませんでした。ところが、議会の皆様方の対応で、あのような形で提案をされ、しかも、全議員の賛成で可決、成立したということになったわけです。…」

第3 まとめ

1 以上のとおり、原告浜友観光は、法的な手順を踏みつつ本件建物の増床を目指して努力したが、都市計画法の規制によって増床が困難と判明した時点で増床を諦め現況床面積で営業することとした。これは完全に適法な行為であり、何ら批判されるところはない。

被告は、原告浜友観光の出店や増床による補償費の増大を指摘する。しかし、原告浜友観光は、補償費の増大が再開発に支障を来す懸念があるならば、そのための調整交渉を行う用意があった。にもかかわらず、被告からは交渉の申入れを受けたことすらなかった。したがって、原告浜友観光が、再開発に非協力的であったとの評価を下す余地もない。

2 一方、被告は、当初、増床には反対だが現況床面積での営業は認めるとの意向を原告島田商事に伝えていた。増床を阻止する方法としては都市計画法の規制が想定されており、これ自体は適法な方法である。しかし、被告は内々に、原告浜友観光が現況床面積で営業した場合の対策も検討しており、その方法として選択されたのが図書館分館の設置である。原告浜友観光の出店阻止がまず目的として存在し、そのための手段として図書館分館の設置や建物の有効活用が持ち出されたのである。

原告浜友観光が増床計画を撤回すると、被告及び被告議会は、原告浜友観光の遊技場の出店を妨害することを目的として、教育委員会の審議手続を省略してまで、図書館条例を改正した。被告議会在、教育委員会の審議を省略してまで改正したのは、現況床面積での開業には何ら法的な支障はなく、原告浜友観光の出店を阻止するためには、その開業前に改正を行わねばならず、それは3月議会では

遅いと考えられたからである。

条例改正の動きが出てから、原告らにその動きが伝えられたことは一度もなく、出店阻止の理由として挙げられている補償費の増大にしても、原告浜友観光と協議交渉することもなく、むしろ、原告浜友観光が原告島田商事を介して被告市長との協議を求めたにもかかわらず、被告市長はこれを拒み、図書館分館設置によって出店を妨げたのである。

- 3 以上から、本件図書館条例改正は、遊技場の出店阻止を目的とするものであることは明らかになった。かつ、被告の対応が、原告らとの協議調整なく問答無用で出店を阻止するという、甚だ不誠実なものであることも明らかになった。

以上